

## 令和8年第2回青森市議会定例会会期予定

月	日	曜	会議日程	説明日等
5	22	金	告示	議運<10:00~>、記者会見< : ~>
	23	土		
	24	日		
	25	月		
	26	火	一般質問通告締切 12:00	
	27	水		
	28	木	一般質問要旨締切 9:00	
	29	金	開会、一般質問答弁書締切 12:00	定例庁議<本会議終了後~>
	30	土		
	31	日		
6	1	月	請願等締切	答弁検討会
	2	火		一般質問市長調整
	3	水	一般質問差替答弁書締切 12:00	一般質問市長調整
	4	木	一般質問①	
	5	金	一般質問②・総括質疑通告締切	
	6	土		
	7	日		
	8	月	一般質問③	
	9	火		
	10	水	一般質問④	
	11	木	(一般質問⑤)	
	12	金	総括質疑・常任委員会	
	13	土		
	14	日		
	15	月	(予算答弁書締切 9:00)	予算特別委員会市長調整
	16	火		予算特別委員会市長調整
	17	水	予算特別委員会①	
	18	木	予算特別委員会②	
19	金			
20	土			
21	日			
22	月			
23	火			
24	水			
25	木	閉会		
26	金			

議場理事者席図表(令和8年第2回定例会)

	会 計 管 理 者	企 業 局 長	代 表 監 査 委 員	教 育 長
--	-----------------------	------------------	----------------------------	-------------

市 長	赤 坂 副 市 長	横 山 副 市 長	総 務 部 長	市 民 部 長
--------	-----------------------	-----------------------	------------------	------------------

農 林 水 産 部 長	水 道 部 長	交 通 部 長	理 事 教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 部 長 教 育 委 員 会 事 務 局
----------------------------	------------------	------------------	--	--

演 壇

企 画 部 長	税 務 部 長	環 境 部 長	経 済 部 長	経 済 部 理 事
------------------	------------------	------------------	------------------	-----------------------

	総 務 部 理 事 (消 防 長)	企 画 部 理 事 (広 域 事 務 局 長)	市 民 病 院 事 務 局 長	浪 岡 振 興 部 長
--	--	---	--------------------------------------	----------------------------

局 長	議 長
--------	--------

福 祉 部 長	こ ど も 未 来 部 長	保 健 部 長	都 市 整 備 部 長	都 市 整 備 部 理 事
------------------	---------------------------------	------------------	----------------------------	---------------------------------

( 議 会 事 務 局 )				
---------------	--	--	--	--

( 総務部議会担当 )				
-------------	--	--	--	--

令和8年第2回定例会 予算特別委員会 席図表

入口

①	代表監査委員	企業局長	横副市長	赤副市長
②	教育委員会 教育事務局長	教育長	企画部長	総務部長
③	教育委員会 教育事務局長	環境部長	市民部長	税務部長
④	農林水産部長	保健部長	こども未来部長	福祉部長
⑤	都市整備部 都市整備部理事	都市整備部長	経済部理事	経済部長
⑥	交通部長	水道部長	市民病院 市民病院長	浪岡振興部長
⑦		総務部理事 (消防長)	企画部 理事 (広域事務組合 事務局長)	会計管理者

## 議会对応等について

### 1 答弁時の留意点について

#### (1) 答弁に入るに当たっての留意点

答弁書に記載している要旨等を全て読んでから答弁に入るのではなく、(答)の隣に記載した質問の要約を読んでから答弁に入る。

問 情報公開制度について	} ←この部分は 読まない
(要旨) 他の市町村と比較して、本市は情報公開が進んでいないと思うが、市の認識を述べよ。	

(答) 情報公開について ←この部分を読む

#### (2) 質問を要約するに当たっての留意点

答弁する内容と矛盾しないよう、また、マイナスイメージを持たれないよう質問を要約する。

[例 1] 情報公開が進んでいないと思うが、市の認識を述べよ。

- × 「△△議員からの情報公開が進んでいないとの御質問にお答えします。……情報公開は進んでいると認識しております。」
- 「△△議員からの情報公開についての御質問にお答えします。……情報公開は進んでいると認識しております。」

[例 2] 自主防災組織の組織率が低いのではないかと、市の見解を述べよ。

- × 「△△議員からの自主防災組織の組織率が低いとの御質問にお答えします。……昨年度と比較して組織数は増加しております。」
- 「△△議員からの自主防災組織の組織率についての御質問にお答えします。……昨年度と比較して組織数は増加しております。」

#### (3) 朝の挨拶について

「おはようございます」の挨拶は、一般質問が行われるそれぞれの日の一番目の質問者に対し、壇上から答弁する際のみ行う。

#### (4) その他

- ・ 答弁は、市長・副市長と調整し、共有した情報の範囲内で行うこと。
- ・ 議場においては、タブレットの音が鳴らないよう、ミュートにすること。

## 2 一般質問通告表の要旨について

令和6年第4回青森市議会定例会から、議会事務局が作成する「一般質問通告表」に要旨欄が追加された。要旨の記載は、項目形式でも文章形式でもよく、再質問まで記載しても差し支えないものとされている。

一方、総務部総務課で取りまとめている要旨一覧の要旨欄については、議員からの聴取りの内容のうち、壇上での質問に限って記載することとしている。そのため、議会事務局が作成する「一般質問通告表」の要旨欄（「発言通告書」の要旨欄も含む。）と、必ずしも一致させる必要はない。聴取りの際は、この点に留意いただきたい。

令和〇年第〇回青森市議会定例会一般質問通告表

令和〇.〇.〇

第1日

質問 順位	所要時 (答弁含む)	質問 方式	所属会派	議 番号	質問者	質問事項	要旨
1	1:00	一問 一答	〇〇〇〇	〇	〇〇〇〇	1 〇〇について	〇〇について
						2 〇〇について	① 〇〇について ② 〇〇について

要旨欄が追加

## 定例市議会一般質問

質問者		質問事項		要旨（聴取りの内容）		備考
番号		番号	小項目	番号		
1	〇〇 〇〇	1		〇〇について	〇〇〇〇について示せ。 (〇〇〇〇課)	新
				〇〇について	① 〇〇〇〇について市の認識を述べよ。 (〇〇〇〇課)	新
				② 〇〇〇〇について示せ。 (〇〇〇〇課)	新	

必ず合致させる  
必要はない

## 3 議会への説明・報告について

市の計画、制度、イベント等に変更等が生じた場合及びその他議会に対して説明・報告が必要と考えられる事項がある場合については、常任委員会、タブレット配信等により、適切かつ丁寧な説明・報告を行うこと。